様式３

審議（会議）結果

審議会等名称　令和７年度第１回神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会
開催日時　令和７年９月５日（金）10：00　～　12：00
開催場所　Ｗｅｂ会議システム（事務局：新庁舎 12 階県土整備局大会議室）
出席者　志賀　裕朗【委員長】
勝地　弘【委員長職務代理者】
石津　寿恵
田中　稲子
村瀬　景子
次回開催予定日　令和８年３月初旬
所属名、担当者名　県土整備局事業管理部県土整備経理課入札制度グループ 大井
会計局調達課調達グループ 重田
掲載形式　議事録
議事概要とした理由　－

審議（会議）経過
１　抽出事案の審議
（１）随意契約「令和６年度神奈川県まち・ひと・しごと創生基金科学技術政策大綱推進事業業務委託」（政策局）
＜抽出理由＞
【勝地委員】
　業務の内容と随意契約とした理由について伺いたい。
【資料に基づき政策局から説明】

＜質疑＞
【勝地委員】
　この業務内容は研究の支援と人材育成の２つからなると思うが、研究プロジェクトの内容や若手研究者の支援について、具体的に説明いただきたい。

【政策局】
　世界最高水準の高磁場ＮＭＲ装置の整備に向けた研究プロジェクトがメイン。病院にあるＭＲＩは磁場で体内を見ることができるものだが､それに比べて磁場の強さが 10 倍以上と非常に強いので、原子レベル・分子レベルで解析することができ、創薬や材料研究が進む。
　企業版ふるさと納税による寄付を原資にしているが、この装置を企業や大学等でオープンにできるような形で整備してほしい、県内大学をメインに若手研究者への研究支援をしてほしいとして寄付をいただいた。
　例えば、ＡＩ技術を活用した自動気管挿管装置の開発や、膜を作って有害物質を除去する技術など、将来的に神奈川県の基幹になりうるポテンシャルをもった研究に対して

支援をしていく。

【勝地委員】
　ＮＭＲ装置の整備に向けた研究とは、実際に装置を設置するのではなく、設置するための研究を行ったということか。

【政策局】
　ＮＭＲ装置を購入して設置するということではなく、装置の開発を研究していくというプロジェクト。ＮＭＲ装置は、磁場を発生させるためにレアメタルなど超電導の素材で20ｋｍくらいの長さのものを巻いて１つの形にしていく。

【勝地委員】
　研究開発はＫＩＳＴＥＣが行うのか

【政策局】
　ＫＩＳＴＥＣには研究関係の全体のコーディネートを委託している。県内の大学やＮＭＲ装置の整備については、今回、理化学研究所になるが、ＫＩＳＴＥＣは技術的にできる機関を見定めて、県が要求している内容ができるのかを審査する。その結果、ＫＩＳＴＥＣの方で機関に対して研究の支援をする。

【勝地委員】
　事前公募をした結果、手が挙がらずにＫＩＳＴＥＣと随意契約をしたということだが、その時にプロポーザルを行ったのか、それとも見積合わせを行って契約をしたのか。

【政策局】
　基本的には随意契約という形で進めていたが、透明性を担保する意味で、我々が知らないところで同じことができる業者がいることはあり得るので、事前公募を行ってきちんと確認した上で、最終的にＫＩＳＴＥＣと契約している。

【勝地委員】
　積算はどのように行ったのか。

【政策局】
　ＮＭＲ装置自体は売っているものなので、その金額を確認するとともに、国の事業でもこうした装置の研究開発支援をしているので、そういった情報も踏まえながら積算を行った。

【勝地委員】
　これは複数年度に継続して実施する事業なのか。

【政策局】
　この装置は金属膜を巻いて磁場を発生させるが、材料を接続しながら、電流が流れる

のかを確認しながらやるもので、材料の量や期間が必要。理化学研究所からは３年ぐらいかかると話があって進めているところ。

【勝地委員】
今年度もＫＩＳＴＥＣと契約しているのか。

【政策局】
今年度も事前公募をしてＫＩＳＴＥＣと契約している。

【勝地委員】
年度を分けて契約しているのはなぜか。

【政策局】
初年度は全体像を確認している最中だったので、まずは単年度契約ということで実施した。材料の調達について、海外からレアメタルを取り寄せるため時間がかかるので、初年度は明許繰越をして次年度に繰り越している。今年度からは複数年かかる前提になったので債務負担行為を設定している。

（２）一般競争入札「警察関係窓口キャッシュレス収納業務委託」（警察本部）
＜抽出理由＞
【石津委員】
金額が大きく、応札者も複数いるが、落札率が 35.76%と極めて低いため状況を伺いたい。また、予定価格の６割の金額で落札されているので、質の確保等についても伺いたい。
【資料に基づき警察本部から説明】

＜質疑＞
【石津委員】
予定価格の算定について、契約実績のある業者からの見積りなどを用いたということだが、それが適切なものであった場合に、その価格から６割も安いというのは、質の確保や継続性等に問題はないのか。

【警察本部】
落札率が低かったので、入札終了時に今回の契約をした業者に対し書面によって事情の確認をしている。契約が可能かどうか、会社の事業形態も確認をしたうえで契約に至っている。

【石津委員】
資料では社内努力といった説明があり、心意気で安くなるのか、そもそも予定価格に問題はなかったのかが気になったが、確認されたということを伺ったので、今後、事後的にもしっかりと業務が遂行されているのかといったところも見ていただきたい。

（３）随意契約（工事系委託）「令和６年度かながわ環境整備ｾﾝﾀｰ雨水浸透防止工事調査設計業務委託」（環境農政局）

＜抽出理由＞

【勝地委員】

本案件について当初入札で不調となった理由とその後の随意契約先の選定方法について伺いたい。

【資料に基づき環境農政局から説明】

＜質疑＞

【勝地委員】

本案件は特殊な業務内容はなく、一般的な設計業務だと思うが、応札がなかった理由として考えられるものは何かあるか。また、随意契約するにあたり、３社から見積りを取っているが、その３社をどのように選定したのか教えていただきたい。

【環境農政局】

入札は２回不調となったが、いずれの回においても、複数の業者から辞退届が提出されている。辞退届では「技術者を配置できる余裕がない」、「業務実施体制を構築することが難しい」といった辞退理由を確認している。

そのため、見積りを求める業者を選定する際には、かながわ電子入札共同システムの競争入札参加資格認定の名簿情報を参照し、本業務に必要な技術者が多数在籍している業者を候補として選定会議で決定した。

【勝地委員】

技術者不足に対して、取り組んでいることは何かあるか。

【環境農政局】

一般論になるが、環境農政局としては、早期発注を意識している。

（４）一般競争入札（工事）「（県土経１－46）県営綾瀬寺尾団地公営住宅解体除却工事（２期－第１工区）」（県土整備局）

＜抽出理由＞

【石津委員】

本案件の入札は、多くの業者が参加した中で、落札者以外は辞退又は失格という状況だった。団地の解体除却工事であることから、長期にわたり類似工事が繰り返し発注されると思われる。そういった工事においては、業者間で恣意的な交互受注等の調整がなされるといった報道も散見されるところである。本件はそういったことはないと思っているが、念のために状況を確認させていただきたい。

【資料に基づき県土整備局から説明】

＜質疑＞

【石津委員】

今回、他期工事の入札状況の資料についても提示してもらい、確認させていただいた。今後もこのようなタイプの工事については、当該年度における１つ１つの工事の入札・契約の状況を確認することはもちろん重要ではあるが、期をまたいで行われる同種の事業については、当該年度以前の工事の落札状況なども含めて確認することも重要であると考えている。

【田中委員】
最低制限価格の算出について補足していただきたい。また、応札者のうち予定価格以下の業者が 11 社あり、その全者が最低制限価格を下回っている。このようなことが起こり得るものなのか教えていただきたい。

【県土整備局】
最低制限価格は、まず発注部局で積算をして、その後、最低制限価格率を乗じて算出し、その価格を失格ラインとして設定している。解体工事の最低制限価格率は 91%。近年では、最低制限価格付近での応札が多く、競争が激しくなっている状況にある。したがって、積算も細かい計算となるので少しミスをすれば、最低制限価格を下回り失格となることもあり得る。しかし、全ての業者が失格というのは稀なケースであると考えている。今回、同じ団地内の他工事の入札調書を提示した。これらの工事の入札状況は、有効な札が多くあり、場合によってはくじ引きも行われており、適正な競争が行われた入札であったと考えている。業者間での恣意的な交互受注等の調整への疑念について、本案件に関しては、落札者は１回目の入札において予定価格を超えた価格で入札している。もし、そのような調整が行われているのであれば、１回目から予定価格内の応札をするはずなので、本案件についてはそのような疑念はないと考えている。

【村瀬委員】
失格者のうち多くの業者の入札額がそろっていることから、県が公表している単価や工事内容から各業者は正確に積算していると思うが、失格者が多いということは、神奈川県では最終的に最低制限価格を決定する際にランダム係数などを乗ずることなどをしているのか。

【県土整備局】
本県では、ランダム係数ではなく、漏洩等の事故防止などを目的として、各入札執行権者の判断により、極秘に積算価格を調整して予定価格を設定している。最低制限価格は、その予定価格に最低制限価格率を乗じて設定している。

【村瀬委員】
今回は、最低制限価格に近いところで入札してきた業者が失格となり、１回目の入札において予定価格を超える価格で入札してきた、いわゆる本気で落札しようとしていない業者が落札者となったことで、結果的に 1,600 万円程度高い契約額となったことも少し気になった。結果論となるが、くじ引きで落札者が決定した方が、競争の働いた価格となり、企業努力も報われる入札となったかと思う。

【石津委員】

圧倒的な低価格での契約といったことに対して、最低制限価格制度は、契約をしっかり遂行して完了させるための有効な制度であると感じている。一方で、建設費高騰などの影響で、当初予定していた1.5倍程度の費用がかかってしまうなど、現下の建設業界を取り巻く状況からすると心配な点もあると考えている。そこで、３点伺いたい。１つ目は、発注するための設計図書は、建設費が高騰している状況を反映するようになっているのか。２つ目は、契約後に価格が上昇した場合の対応はどのようにしているのか。３つ目は、入札参加業者が、発注の設計図書に基づき算出された金額と現状の相場がかけ離れていると考えていたとしても、落札するためにはその設計図書で算出された金額で入札せざるを得ないといったことがあった場合、それはいかがなものかと思う。そういったことについて、どのように考えているか教えていただきたい。

【県土整備局】

１つ目の建設費が高騰している状況についての設計図書への反映について、発注の際の設計図書に基づく積算価格は、最新の積算基準や単価を採用して算出するようにしているため、発注時点では可能な限り社会情勢を反映していると考えている。２つ目の契約後の価格上昇への対応について、契約上、スライド条項を設けている。３つ目の入札参加業者が現状の相場とかけ離れていると考えていても、無理な価格で入札してくることについて、業者として価格が見合わないのであれば入札に参加しない、または、「相場と乖離がある」というメッセージを込めて予定価格超の入札をしてくるものと考えている。そして、そのような場合は、入札不調という結果として表れることになる。その際は、相場との乖離なども含めて不調理由を探りながら、その後の入札に反映するといった対応をとっている。

【石津委員】

工事については大変な状況でもあるが、上手く遂行されるようにと思っている。

2　令和６年度神奈川県政府調達の実績について

【資料に基づき会計局から説明】

3 入札・契約手続の運用状況等について

入札・契約方式別発注状況等について

指名停止の状況について

【資料に基づき会計局及び県土整備局から説明】

4 その他（報告）

次回開催日（令和８年３月６日 10 時～）と当番委員の確認（田中委員/村瀬委員）

以上